

国立大学法人大阪大学役員退職手当細則

(目的等)

- 第1条 この細則は、国立大学法人大阪大学役員退職手当規程（以下「役員退職手当規程」という。）の細目を定めることを目的とする。
- 2 この細則において、「大学」とは、国立大学法人大阪大学のことをいい、「役員」とは、大学の総長、理事及び監事のうち、大学に常時勤務する者のことをいう。

(他の国立大学法人等)

- 第2条 役員退職手当規程第3条第1項第1号及びこの細則の第6条に規定する「他の国立大学法人等」とは、大学以外の国立大学法人のほか、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（ただし、同機構就業規則に規定する教育職職員に限る。）及び独立行政法人大学入試センターをいう。

(退職手当の額)

- 第3条 異なる役職の役員に引き続き在職した場合又はこの細則の第5条第1項の規定により大学に引き続き在職したものとみなされる場合の役員の退職手当の額は、その異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別在職期間」という。）のそれぞれについて、役員退職手当規程第5条に規定する方法によって計算した額を合計した額とする。

(在職期間の計算)

- 第4条 役職別在職期間の合計月数が、役員退職手当規程第6条の規定により計算した在職月数を超えるときは、役職別在職期間のうち、1月に満たない端数の少ない在職期間の月数から当該超過月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、各在職期間の端数が等しいときは、後の在職期間から順次1月を減ずるものとする。

(国の職員等として在職した後引き続いて役員となった者の退職手当に関する特例)

- 第5条 役員のうち、大学の要請に応じ、引き続いて国の職員等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため大学を退職し、かつ、引き続き国の職員等として在職した後再び引き続いて大学の役員となった者の在職期間の計算に当たっては、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国の職員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて大学の役員となった場合における

その者の役員としての在職期間には、その者の国の職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 第1項の規定により国の職員等から復帰した役員が大学を退職した場合における国の職員等としての在職期間中の基本給月額、国の職員等としての在職期間における役職等を勘案し、総長がそのつど定めるものとする。
- 4 国の職員等から役員となった者が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、当該退職の日に国の職員等に復帰し、国の職員等として退職したと仮定した場合における役員としての在職期間(国の職員等としての引き続いた在職期間を含む。)を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。
- 5 前項の場合における役員の退職の日における基本給月額は、当該役員となるため国の職員等を退職した日における国の職員等としての俸給月額を基礎として、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、総長が定める額とする。

(教職員としての在職期間を有する役員の退職手当に関する特例)

第6条 大学又は他の国立大学法人等の教職員から引き続いて役員となった者がそのまま大学を退職した場合における役員としての在職期間には、その者の教職員としての在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、役員退職手当規程第5条第1項の規定にかかわらず、役員の退職の日における基本給月額を基礎とし、前項の役員としての在職期間を国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程に規定する在職期間とみなし、同規程を準用して算出するものとする。
- 3 前項の規定に該当する役員の退職手当の額については、役員としての在職期間(教職員としての在職期間を含まない。)に対して役員退職手当規程第5条第2項の規定を適用するものとする。

(現給保障時の基本給月額)

第7条 退職した役員の在職期間中に基本給月額の減額改定(平成18年3月31日以前に施行された改定を除く。)により、基本給月額が減額されたことがある場合において、その役員の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、役員退職手当規程及びこの細則による基本給月額には、当該差額に相当する額を含まないものとする。

附 則

(施行期日等)

この細則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
(メディア教育開発センターの職員であった者の退職手当の取扱いに関する経過措置)
- 2 平成21年3月31日以前に廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター法(平成15年法律第116号)第2条に規定される独立行政法人メディア教育開発センター(以下「メディア教育開発センター」という。)の職員であった者(次項に該当する者を除く。)の基礎在職期間の計算については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日にメディア教育開発センターの職員として在職する者が、引き続き放送大学学園の職員となり、かつ、引き続き放送大学学園の職員として在職した後引き続き役員となった場合におけるその者の基礎在職期間の計算については、その者のメディア教育開発センターの職員としての在職期間及び放送大学学園の職員としての在職期間を役員として引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者がメディア教育開発センター又は放送大学学園を退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けているときは、この限りではない。